アニメーション・マンガ・ゲーム教育を行う各種学校に準ずる教育機関への
留学生受入れ制度について

経　　済　　産　　業　　省
商務・サービスグループ文化創造産業課

経済産業省は、関係府省（法務省等）との連携のもと、平成２８年度から、各種学校としての認可を受けていない民間教育機関（アニメーション・マンガ・ゲーム教育機関）についても、外国人学生を「留学生」として受入れ、高度なアニメーション・マンガ・ゲーム教育を行えるよう、外国人学生を受け入れるための枠組みを設けています。

この枠組みにより、経済産業省及び関係府省で「アニメーション・マンガ・ゲーム教育機関の運営に関する基準」に基づき審査を行い、外国人留学生を受け入れるための適格性があると判断された教育機関は、外国人留学生の受入れに向け、地方入国管理局に在留資格認定証明書交付申請を行うことが可能となります。

留学生の受入れを希望する場合は、以下の問い合わせ先までご連絡ください。
また、制度の詳細、申請書については、参考資料をご確認ください。

【問い合わせ先】
経済産業省商務・サービスグループ文化創造産業課　森末、津守
住所：東京都千代田区霞が関１－３－１
TEL：０３－３５０１－１７５０